

令和6年度 警備業務等に係る競争入札参加資格審査申請書 提出要領

五島市における警備業務等委託の競争入札等に参加を希望される場合は、次の資格要件（１）（２）をご確認のうえ、申請書及びその他関係書類を提出ください。

【業務委託】 11業務

警備業務	建築物環境衛生維持管理業務	浄化槽保守点検業務	浄化槽清掃業務
清掃業務	消防用設備等点検業務	有害鳥獣捕獲業務	スクールバス運行業務
自生椿林整備業務	水質検査業務	廃棄物処理施設各種測定分析業務	

1. 申請者の資格要件

- （１）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者
- （２）次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれに定める事項に該当する者

ア:警備業務

警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による認定を受けていること。

イ:建築物環境衛生維持管理業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項の建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者を有すること。

ウ:浄化槽保守点検業務

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年長崎県条例第34号）第3条第1項又は第3項の規定による登録を受けて浄化槽保守点検業を営んでいること。

エ:浄化槽清掃業務

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けていること。

オ:清掃業務

建築物の清掃を業とする者で、その業務について1年以上の実績を有するものであること。

カ:消防用設備等点検業務

消防法（昭和23年法律186号）第17条の7の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第7項の規定により消防用設備等若しくは特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であって、公益法人であって総務大臣の登録を受けたもの若しくは公益法人以外の法人であって消防庁長官の登録を受けたもの（以下これらを「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等若しくは特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（以下「消防設備資格者免状」という。）の交付を受けている者を有すること。

キ:有害鳥獣捕獲業務

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第3項の規定によるわな猟免許を受け、かつ、長崎県知事から同法第60条の狩猟者登録証の交付を受けている者を2名以上有すること。

ク:スクールバス運行業務

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に限る。以下同じ。）の許可を受け、市内に営業所を有していること。

ケ:自生椿林整備業務 ※次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 次のいずれかに該当する者（以下「技術者」という。）を常時雇用していること。
- a 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。）
 - b 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（森林部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
 - c 都道府県知事若しくは林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターから林業作業士の認定を受けた者又は農林水産大臣によりフォレストワーカー（林業作業士）として登録を受けた者
 - d 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者
 - e 長崎県林業労働力確保支援センターが開催する林業就業参入研修を修了した者
- (イ) 森林の施業に係る作業の経験を有する者（技術者を含む。）であって、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号に掲げる業務に係るものに限る。以下「伐木等の業務特別教育」という。）を受けた者を雇用していること。

コ:水質検査業務

長崎県において水質検査を行う者として、厚生労働大臣から水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項の登録を受けた者であること。

サ:廃棄物処理施設各種測定分析業務 ※次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 大気、水又は土壌中の物質の濃度の計量証明について、長崎県知事から計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けている者であって、長崎県内に分析機関を有しているものであること。
- (イ) 大気、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度の計量証明について、経済産業大臣等から計量法第121条の2の規定による認定を受けている者であること、又は当該認定を受けている検査機関に分析業務を外注できる者であること。
- (ウ) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）、又は地方自治体が発注した測定分析業務の元請実績があること。
- (エ) 測定分析を自ら行うことができること（ダイオキシン類の分析を除く。）。

2. 受付期間 **令和6年2月1日(木)から同年2月29日(木)まで（※土日祝祭日を除く。）**

※受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までと火曜日の午前を除く。）

3. 提出方法・提出先

提出は原則、郵送をお願いします。(電子申請又は持参でも可。)

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号
五島市総務企画部財政課契約管財班

※郵送の場合は、令和6年2月29日消印まで有効とする。

※提出場所及び問い合わせ先：☎0959-72-6111 (内線275)

電子申請：五島市まるごと>トップページ>事業者向け情報>入札・契約情報・登録業者>競争入札参加資格審査申請>業務委託(五島市競争入札参加資格審査申請)>提出先

4. 資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(1年間)

5. 提出書類

(1)全業務共通の提出書類

- ① 五島市指名競争入札参加資格審査申請書(市指定様式)
- ② 業務経歴書(過去2年間の実績について業種別に作成すること。)
- ③ 技術者経歴書
- ④ 主要取引金融機関名(市指定様式)
- ⑤ 税の未納がないことを証する書面(市町村発行)
- ⑥ 「消費税及び地方消費税」について未納のない証明(税務署発行)
※納税証明書 法人用(税務署：様式その3の3)、個人用(税務署：様式その3の2)
- ⑦ 使用印鑑届(市指定様式)
- ⑧ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) (法人の場合のみ)
- ⑨ 代表者の身分証明書 (個人の場合のみ) (※市町村発行)
- ⑩ 委任状(入札、契約等の権限を支店等に委任する場合のみ) (市指定様式)
- ⑪ 暴力団等排除に関する誓約書(市指定様式)及び役員等名簿
役員等名簿に記載する者は、法人の場合にあつては代表者を含む役員全員(登記簿に記載している者で監査役等も含む。)とし、個人にあつては代表者を対象とする。
また、支店、出張所、営業所等に権限を委任する場合は委任先の代表者も記載してください。
- ⑫ 入札保証金免除申請書(市指定様式) … 提出がない場合は入札保証金が必要になります。

⑬ 系列会社に関する届出書（市指定様式）…該当がない場合も提出してください。

⑭ チェックリスト

※注意※ ⑤⑥⑧⑨は申請時点において3か月以内に発行したもの(写し可)。

(2)業種毎に必要なもの

ア 警備業務

- ・警備業法第5条第2項の認定証の写し

イ 建築物環境衛生維持管理業務

- ・建築物環境衛生管理技術者免状の写し

ウ 浄化槽保守点検業務

- ・浄化槽保守点検業者の登録を受けていることを証する書面の写し

エ 浄化槽清掃業務

- ・浄化槽清掃業許可証の写し

オ 清掃業務

- ・過去の実績を証する契約書等の写し（請負金額の大きいものを2件程度）
- ・清掃作業監督者講習会修了証書（講習会を受けている者がいる場合のみ）の写し
- ・建築物環境衛生管理技術者免状の写し（免状の取得がある場合のみ）
- ・建築物清掃業登録証明書（登録を受けている場合のみ）の写し

カ 消防用設備等点検業務

- ・消防設備士免状又は消防設備資格者免状の写し

キ 有害鳥獣捕獲業務

- ・わな猟免許についての狩猟免状及びわな猟についての狩猟者登録証の写し

ク スクールバス運行業務

- ・一般旅客自動車運送事業の許可を証する書類の写し

ケ 自生椿林整備業務

- ・林業普及指導員資格試験又は林業改良指導員資格試験の合格通知書の写し（合格者がいる場合のみ）
- ・技術士（森林部門）の第2次試験合格証の写し（合格者がいる場合のみ）
- ・林業作業士の認定証又は登録証の写し（認定を受けている者又は登録を受けている者がいる場合のみ）
- ・林業技士の登録証の写し（登録を受けている者がいる場合のみ）
- ・林業就業参入研修の修了証書の写し（修了者がいる場合のみ）
- ・健康保険及び厚生年金の被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・伐木等の業務特別教育の修了証の写し

コ 水質検査業務

- ・厚生労働大臣から水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項の登録を受けていることを証する書面の写し
- ・品質管理システム等の取得状況に関する書類
（水道GLP、ISO/IEC17025、ISO9001、外部精度管理調査結果 等）
- ・水質検査に関わる最新の水質検査業務規程、並びに検査に関する標準作業書
（検査実施標準作業書、試料取扱標準作業書、試薬等管理標準作業書及び機械器具保守管理標準作業書 等）
- ・定量下限値一覧表
- ・試料の運搬手段及び経路
 - (1)…試料の採取は五島市水道局が行う。
 - (2)…試料は次の2か所で引き渡し、それぞれが運搬の開始場所となる。
 - ①五島市水道局（五島市福江町1番1号）
※富江、玉之浦、三井楽、岐宿地区の採取分を含む。
 - ②五島市奈留支所（五島市奈留町浦1815番地3）
 - (3)…(2)の①～②に試料で引き渡し可能時間はそれぞれ次のとおりとなる。
 - ①午前11時30分
 - ②午前10時00分
 - (4)…試料の採取時間で最も早いのは午前7時となる。
 - (5)…様式は問わないが、運搬の経路・方法・時間が容易に判るようにする。
- ・試験室の平面図
- ・緊急時検査の対応について確認できる書類

サ 廃棄物処理施設各種測定分析業務

- ・計量証明事業登録証（濃度：大気中及び水中又は土壌中のダイオキシン類）の写し
- ・ダイオキシン類濃度の分析について、計量証明事業認定証（特定濃度：大気中及び水中又は土壌中のダイオキシン類）の写し、又は分析を外注する場合は、外注先の認定証の写し及び分析業務に係る外注先との契約書の写し
- ・測定分析業務委託の国（公社、公団及び独立行政法人を含む）、又は地方自治体が発注した同種業務の元請実績書（契約年月日、発注者、委託内容が記載されているもの）

【お願い】

- ・ 入札参加資格の登録状況については、五島市ホームページ「入札・契約情報」の警備業務等入札参加資格者名簿でご確認ください。(令和6年4月初旬頃に掲載予定。)
- ・ 提出書類は、上記(1)、(2)の順番どおりに並べて、左端2か所ホッチキス止めで提出ください。
- ・ 書類は極力厚くならないように、写しなどは両面印刷を活用してください。
- ・ 郵送提出で受付確認が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

提出前に必ず「チェックリスト」で確認をお願いします。